

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	西名目所地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号, 第3号及び第5号から第8号まで並びに(は)項第4号及び第5号に掲げるもの</p> <p>(2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 図書館その他これに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>(5) 令第130条の6に規定する工場(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第3号から第8号まで, (は)項第2号から第4号まで及び第6号並びに(に)項第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 長屋</p> <p>(3) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(5) 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>(6) 工場(法別表第2(と)項第2号から第4号まで及び(ぬ)項に掲げるものを除く。)</p> <p>(7) ガソリンスタンド</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第9号に掲げるもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(4) 自動車車庫</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 工場</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(8) 下水道施設</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
建築物の敷地面積の最低限度	<p>150㎡</p> <p>ただし, 次に掲げるものは, この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で, 同一人が使用し, 又は収益することができる権利を有している連続したすべてのものを150㎡以上ごとに分割して生じた残りのもの</p> <p>(3) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地</p>	<p>——</p> <p>——</p>	<p>——</p> <p>——</p>

地区の区分	A地区	B地区	C地区
壁面の位置の制限	隣地境界線からは 1.0m, 道路境界線からは 1.5m。	——	新潟都市計画西名目所地区地区計画の計画図に表示する区画道路1号の道路境界線からは 3.0m。
	ただし、次に掲げるもので軒の高さが 3.0m以下のものは、この限りでない。 (1) 独立した自動車車庫, 物置その他これらに類するもので隣地境界線からは 0.5m以上かつ道路境界線からは 1.5m以上離れているもの (2) 独立した自動車車庫で外壁を有しないもの	——	——
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き, 地盤面からの高さによる)	12mを超えてはならない。	——	——
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣。	——	——
	ただし, 高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは, この限りでない。 ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)	——	——
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	0.5m以下。	——	——
	ただし, 築山その他これに類するものは, この限りでない。	——	——

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。